

茅野市公共下水道 排水設備工事の手引き

茅野市 都市建設部 上下水道課
下水道管理係

策定 令和7年4月1日

目次

第1章 総則	5
1 目的	5
2 排除方式	5
3 排水設備工事の施工	5
3-1 排水設備工事を施工できる者	5
3-2 排水設備工事の確認及び検査	5
3-3 排水設備工事の監督者	5
3-4 茅野市公共下水道排水設備指定工事店の業務	5
3-5 工事の区分	6
3-5-1 新設	6
3-5-2 改築	6
3-5-3 増設	6
第2章 事前調査と設計	6
1 事前調査	6
1-1 下水道台帳	6
1-2 現地調査	7
1-3 事前協議	7
2 設計	8
2-1 基本設計	8
2-2 独自基準	8
2-3 設計図書の作成	8
第3章 排水設備工事計画確認申請	8
1 提出	8
1-1 受付日	8
1-2 部数	8
2 申請書の記載事項（様式1）	9
2-1 添付書類	9
3 許可基準	10
4 工期延長協議書	10
第4章 排水設備工事完了届	10
1 提出	10
1-1 受付日	11
1-2 部数	11
2 完了届の記載事項（様式8）	11

2-1 添付書類	12
2-2 審査事項	12
2-3 検査日の確認	12
3 排水設備工事が完了する前から使用を開始する場合	13
3-1 下水道使用開始届を提出	13
3-2 排水設備工事完了届を提出.....	13
第5章 完了検査	13
1 検査日	13
2 検査立会人	13
3 開始時刻	13
4 検査手順	14
4-1 検査準備	14
4-2 汚水桝の位置の確認	14
4-3 通水試験	14
4-4 ミラー試験	14
4-5 検針	14
4-6 検査済証交付	14
5 審査事項	14
6 再検査	15
第6章 休止・廃止	15
1 下水道使用休止・廃止の手続き	15
1-1 休止・廃止工事の施工	15
1-2 休止届・廃止届の提出	15
第7章 一時使用届	16
1 下水道一時使用の手続き	16
1-1 公共下水道一時使用許可申請書の提出	16
2 排水設備工事の完了	17
2-1 排水設備工事完了届の提出	17
3 下水道一時使用廃止の手続き	17
3-1 廃止の届出	17
第7章 受益者負担金	18
1 受益者	18
2 負担金額	18
3 受益者負担金申告書	18
第8章 特定施設	18
第9章 除外施設	19

第 10 章 区域外接続	19
第 11 章 築造工事	19
第 12 章 占用許可	19
第 13 章 補助制度	20
1 私設汚水ポンプ設備設置費補助金	20
1 - 1 補助対象者	20
1 - 2 審査要件	20
1 - 3 補助額	20
1 - 4 補助対象となる設備	20
1 - 5 補助対象とならない設備	20
1 - 6 申請のしかた	21
2 共同排水設備工事補助金	22
2 - 1 補助対象	22
2 - 2 審査要件	22
2 - 3 補助額	23
2 - 4 補助対象となる設備	23
2 - 5 補助対象とならない設備	23
2 - 6 申請のしかた	23
3 水洗便所等改造資金融資あっせん制度	24
3 - 1 制度概要	24
3 - 2 あっせんを受けることができる者	25
3 - 3 取扱金融機関	25
3 - 4 申請のしかた	25

第 1 章 総則

1 目的

この手引きは、茅野市下水道条例（以下「条例」という。）により、排水設備の設計、構造及び施工についての基準を定めるとともに、関連設備の設置及び補助制度について示すものとする。なお、この基準に記載されていない事項については、下水道排水設備指針と解説（2016 年度版 公益社団法人日本下水道協会発行）及び排水設備工事責任技術者講習テキスト（公益財団法人長野県下水道公社発行）に準ずるものとする。

2 排除方式

茅野市公共下水道の排除方式は分流式とし、排水設備は汚水と雨水とを別々に排除するものとする。

3 排水設備工事の施工

3 - 1 排水設備工事を施工できる者

- ・茅野市公共下水道排水設備指定工事店として指定を受けている事業者
- ・茅野市公共下水道排水設備指定工事店は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

3 - 2 排水設備工事の確認及び検査

- ・排水設備工事は、公共下水道管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- ・排水設備工事が完了したときは、公共下水道管理者の検査を受けなければならない。

3 - 3 排水設備工事の監督者

- ・排水設備工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ施工してはならない。

3 - 4 茅野市公共下水道排水設備指定工事店の業務

以下、「茅野市公共下水道排水設備指定工事店」を「指定工事店」と表記する。

- ① 排水設備新設等計画確認申請書の提出
- ② 申請者及び使用者への排水設備工事に係る説明
- ③ 承諾書・誓約書の関係人に対する説明及び署名の依頼（必要な場合）
- ④ 排水設備新設等計画確認申請書の副本を申請書提出 1 週間後に収受棚まで取りにくる

- ⑤ 排水設備工事責任技術者が、排水設備を設計し、工事現場を監督し、技術上の管理をする
- ⑥ 排水設備等計画確認申請書に記載した完了予定日を超過するときは、排水設備工事完了予定日延長協議書を提出する。
- ⑦ 排水設備工事が完了した日から 5 日以内に排水設備工事完了届兼公共下水道使用届を提出する
- ⑧ 排水設備工事責任技術者または指定工事店の代表者が下水道管理者の検査に立ち会う
- ⑨ 検査に合格したときは、発行される検査済証を申請者に引き渡す
- ⑩ 検査に不合格となった場合は、不良個所を改修し、再検査を受ける
- ⑪ 検査に合格してから 1 週間から 2 週間後、排水設備工事完了届副本及び確認検査手数料の納付書が収受棚に回付されるので取りに来て、確認検査手数料を支払う
- ⑫ 受益者負担金の申告書が回付されたときは、申請者に説明して提出を依頼する

3-5 工事の区分

3-5-1 新設

新たに排水設備を公共污水桝に設置する工事。

既存の排水設備を全て撤去した後に新たな排水設備を公共污水桝に接続する場合を含む。

3-5-2 改築

既存の排水設備の構造を変更する工事。一部撤去を含む。

3-5-3 増設

既存の排水設備に接続して、新たに排水設備を増設する工事。

第 2 章 事前調査と設計

1 事前調査

1-1 下水道台帳

- ・当該地が下水道事業区域内か
- ・当該地に公共桝が設置されているか

1 - 2 現地調査

1 - 2 - 1 公共枿

- ・当該地の土地境界内に公共枿が設置されているか
- ・公共枿の位置、深さが現地と下水道台帳とで一致しているか
- ・取り付け枿は公共枿か排水設備か
- ・公共枿に破損が無い

1 - 2 - 2 共同排水設備

- ・公共枿に既存の排水設備が接続されていないか
- ・既存の排水設備が接続されている場合は、その排水設備の所有者を調査する。排水設備もしくは公共枿を共用使用する場合は、その所有者の同意書を得る。（既存排水設備と新設排水設備の設置者が同一である場合、従前の排水設備接続の際に既に同意書を提出していることが確認できる場合は除く）
- ・宅地造成地等で、造成者から共同排水設備維持管理誓約書の添付があるときは、使用者用の共同排水設備維持管理誓約書を得る。

1 - 2 - 3 測量

- ・規定通りの勾配、距離等で公共枿まで接続が可能か

1 - 3 事前協議

次のいずれかに該当する場合は、事前に口頭による協議をするものとする。

- ・**当該地に公共枿がないとき**
 - ・規定の通りの排水設備設計が不可能なとき
 - ・同意書を得るべき者が不明なとき、もしくは同意を得ることができないとき
- ・**除外施設の設置を要するとき**
 - ・下水道法に基づく特定施設に該当するとき
 - ・**排水メーターの設置もしくは認定水量による下水道料金請求が必要なとき（温泉、井戸等）**
 - ・その他、特段に事前協議が必要と認める事情があるとき

2 設計

2 - 1 基本設計

- ・下水道法、下水道法施行令、茅野市下水道条例、茅野市下水道条例施行規程、その他関係法令に準拠して設計する。
- ・（公財）長野県下水道公社の定める排水設備工事施工基準に準拠して設計する。

2 - 2 独自基準

・道具を使用せずに開けることができる汚水枳蓋（取っ手付き蓋等）の新設を禁止とする。保護鉄蓋を使用している場合でも同様とする。

・排水設備の最小土被りは 40 cmとする。ただし、保温工等の特別の保護措置をしたときは、この限りでない。

・原則として外水道の排水など、雨水が流入する排水は公共下水道に接続しない。ただし、雨水流入対策が講じられている場合は、この限りでない。

2 - 3 設計図書の作成

- ・平面図には、方位、公共枳または取付枳の位置、新設する排水設備の管径、設計距離及び設計勾配、点検口の位置を記載する。
- ・既設排水設備に接続する場合は既設管を点線で表記する。

第 3 章 排水設備工事計画確認申請

1 提出

- ・排水設備工事に着手する 7 日前までに提出するものとする。
- ・現在のところは原則として、窓口での対面提出とする。
- ・無申請での工事着手はいかなる場合でも容認されない。

1 - 1 受付日

- ・毎週月・水・金曜日の午前中とする。

1 - 2 部数

正本、副本の 2 部とする。

2 申請書の記載事項（様式 1）

・右上の提出日は必ず記入すること。

・申請者、使用者、指定工事店、責任技術者の**署名・押印不要**。

※ただし、特別の場合に必要となる**同意書、誓約書等は、記名押印もしくは署名**が必要。

・鹿島リゾート 蓼科高原チェルトの森別荘地区画の場合は、専用の申請書を使用し、**鹿島リゾート株式会社から押印**を受ける。

項目	内容
設置番所	排水設備を設置する 土地の地番 を 全て 記載する。（仲町・本町・塚原・城山地区は丁番表示がされており、土地の地番と住所が異なるので注意）
行政区	行政区を記載（三井の森別荘地区画の場合は、区画番号を併記）
申請者	申請者の氏名住所（現住所）を記載。 署名・押印不要
指定工事店名	指定工事店名と責任技術者の氏名を記載。 署名・押印不要 所在地は省略できるものとする。
用途区分	用途の該当する項目に○を記入。 （先行管の場合は、「9 その他（先行管）」とする）
設置区分	該当する項目に○を記入。 「排水設備」の「新設」は排水設備を新たに作る場合、「増設」は既存の排水設備に接続して延伸する場合、「改築」は既存の排水設備を一部取り壊して作り直す場合とする。 「水洗便所」の「改造」は、既に設置されている水洗便所を改造する場合とする。
添付書類	添付した書類に○を記入。
公共柵又は取付柵の有無	「有」または「無」に○を記入。築造工事により新たに設置した場合は「無」とする。築造工事の承認を受けている場合は、「築造承認番号」に承認番号を記入する。
着手予定日	排水設備工事に着手する日を記入。 提出日から 7 日後以降でなければならないものとする。
完了年月日	排水設備工事が完了する予定日。

2 - 1 添付書類

・様式の定めがあるものであっても、規定の記載事項が具備されていれば、任意の様式を使用しても差支えないものとする。

・**原則として A4 判用紙**を使用する。特に必要があるときのみ A3 判用紙を使用する。B 判用紙は使用しない。

・平面図には、方位、管径、距離、設計勾配を記載する。公共柵または取付柵は◎により表記し、公共柵でないものは「取付柵」と記載する。

添付書類	要否	様式
位置図	必須（別紙添付可）	無
平面図	必須	無
縦断面図	規定の勾配設計が不可能な場合	無
排水設備設置同意書	申請者または使用者と、排水設備を布設する土地の所有者が異なる場合	様式 2
共同排水設備維持管理誓約書	共同排水設備に接続する場合 記名押印もしくは署名要	様式 3(使用者) 様式 4(造成者)
床下集合排水システム維持管理誓約書	床下集合排水システム（排水ヘッダー）を設置する場合	様式 5
排水設備使用誓約書	規定の設計基準に適合しない設計とする等、特に必要と認めるとき 記名押印もしくは署名要	様式 6（例） （適宜書き換える）
除害施設新設等届出書	阻集器や油水分離槽等の設置が必要な場合	（第 8 章参照）

3 許可基準

- ・申請書の記載内容に漏れがないこと
- ・必要な添付書類が添付されていること
- ・規定通りの排水設備設計であるか、規定通りの設計が不可能なときは、これの誓約書が添付されているか
- ・必要な同意書、誓約書が添付されているか
- ・**雨水の流入を防ぐ設計となっていること**

4 工期延長協議書

- ・申請書に記載した「完了予定」の日を超過するときは**排水設備工事完了予定日延長協議書**（様式 7）を提出する。

第 4 章 排水設備工事完了届

1 提出

- ・排水設備工事が完了した日から 5 日以内に提出するものとする。
- ・現在のところは原則として、窓口での対面提出とする。

1 - 1 受付日

・毎週月・水・金曜日の午前中とする。

1 - 2 部数

正本、副本の 2 部とする。

2 完了届の記載事項（様式 8）

- ・右上の提出日は必ず記入すること。
- ・申請者、使用者、指定工事店、責任技術者の署名や押印は不要。
- ・鹿島リゾート 蓼科高原チェルトの森別荘地区画の場合は、専用の申請書を使用し、**鹿島リゾート株式会社から押印**を受ける。

項目	内容
タイトル	「排水設備工事完了届兼下水道使用（開始・休止・再開・廃止）届」の「（開始・休止・再開・廃止）」のうち該当する下水道使用状況に○を記入する。
設置番所	排水設備を設置する <u>土地の地番</u> を <u>全て</u> 記載する。（仲町・本町・塚原・城山地区は丁番表示がされており、土地の地番と住所が異なるので注意）
行政区	行政区を記載（三井の森別荘地区画の場合は、区画番号を併記）
申請者	申請者の氏名住所（現住所）を記載。 <u>署名・押印不要</u>
指定工事店名	指定工事店名と責任技術者の氏名を記載。 <u>署名・押印不要</u> 所在地は省略できるものとする。
用途区分	用途の該当する項目に○を記入。 （先行管の場合は、「9 その他（先行管）」とする）
添付書類	添付した書類に○を記入。
公共柵又は取付柵の有無	「有」または「無」に○を記入。築造工事により新たに設置した場合は「無」とする。
確認年月日 確認番号	確認を受けて返却された申請書から転記する。
完了年月日	排水設備工事が完了した日
開始等年月日	下水道使用を開始した（する）日
使用水状況	使用水の種別とメーターか認定水量かを記載する。 公共水道の場合は「1 上水道」、メーター計測の場合は「メーター」に○を記入。 「認定」は認定水量による算出が認められている場合に○を記入。 その他の水源を使用している場合は、水源を確認し該当事項に○を記入。

メーター番号 口径 完了時指針	公共水道の場合に、メーター番号と口径、完了時指針を記入。 完了時指針は、完了年月日時点の指針を記載する。 三井の森別荘地とチェルトの森別荘地の独自水道を使用する場合は記載不要。
使用状況	世帯人口を記入。（不明な場合は記載不要）

2 - 1 添付書類

・様式の定めがあるものであっても、規定の記載事項が具備されていれば、任意の様式を使用しても差支えないものとする。

・**原則として A4 判用紙**を使用する。特に必要があるときのみ A3 判用紙を使用する。B 判用紙は使用しない。

・縦断面図には、**勾配を必ず記載**しなければならない。

添付書類	要否	様式
位置図	必須	無
平面図	必須（実測値に基づく図面）	無
配管立面図	必須（実測値に基づく図面）	無
縦断面図	必須（実測値に基づく図面）	無
工事費計算書	必須	様式 9
工事写真	必須	無
メーター一覧表	共同住宅等、メーターが 3 基以上設置されているとき	無

2 - 2 審査事項

- ・平面図には、方位、管径、距離が記載されているか。
- ・公共枡でないものは「取付枡」と記載されているか。
- ・污水枡の距離が管径に対する最大距離を超えていないか。
- ・45 度以上の屈曲点に污水枡が設置されているか。
- ・縦断面図の勾配が規定通りか。土被りが 40 cm を下回っていないか。
- ・保温工を施した場合は、どこに保温工を行ったのか記載されているか。
- ・工事費計算書の水洗便器の物品費を除外しているか。
- ・工事写真が全ての污水枡について揃っているか。
- ・污水枡の蓋に取っ手付き蓋等が使われていないか。

2 - 3 検査日の確認

- ・完了検査の日付を提出時に確認するものとする。
- ・原則として、提出した日の次の受付日の午後とする。

- ・開始時刻は、提出した日の午前中の受付時間が終了したときに、検査順序を決めて電話で連絡するものとする。

3 排水設備工事が完了する前から使用を開始する場合

3-1 下水道使用開始届を提出

- ・下水道使用開始届のみを先に提出する。
- ・「排水設備工事完了届兼下水道使用（開始・休止・再開・廃止）届」の「排水設備工事完了届兼」を二重線で消し、「下水道使用（開始・休止・再開・廃止）届」の「開始」に○を記入する。
- ・「完了年月日」は記載しない。
- ・「開始等年月日」に下水道使用を開始する日を記入し、開始日時点のメーター指針を記入（公共水道の場合）する。
- ・添付書類は、位置図とメーター指針の写真（公共水道の場合）とする。

3-2 排水設備工事完了届を提出

- ・排水設備工事が完了したら、5 日以内に排水設備工事完了届を提出し、検査を受ける
- ・添付書類は、通常の排水設備工事完了届の添付書類と同様とする。

第5章 完了検査

1 検査日

- ・毎週月・水・金曜日の午後とする。
- ・原則として、提出日の次の検査日の午後とする。
- ・申告により、上記によらないこともできるものとするが、料金賦課のため必要があるときは、検針等の対応を指示することがある。
- ・開始時刻は、受付時間が終了したときに電話で連絡するものとする。

2 検査立会人

- ・立会人は、原則として、当該工事の担当責任技術者とする。
- ・指定工事店に在席する他の責任技術者や、代表者が立ち会いを行うこともできるものとする。

3 開始時刻

- ・指定工事店担当者は、開始時刻の 15 分前に現地に到着し、検査の準備をするものとする。

- ・検査担当市職員は、開始時刻より早く到着したとしても、開始時刻までは待機しなければならない。

4 検査手順

4 - 1 検査準備

- ・当該排水設備工事を行った区間の、公共枳または取付枀、汚水枀の蓋を全て開ける。
- ・通水用の水を用意する。

4 - 2 汚水枀の位置の確認

- ・完了届提出図面と現地の汚水枀の位置、距離、数が一致するか確認する。

4 - 3 通水試験

- ・最上流汚水枀から通水し、流速に異常がないかを目視で確認する。
- ・最上流汚水枀が複数系統ある場合は、全ての最上流汚水枀から通水する。

4 - 4 ミラー試験

- ・ミラーとライトを用いて、配管に異常がないかを目視で確認する。

4 - 5 検針

- ・メーターの番号、指針を確認する。

4 - 6 検査済証交付

- ・検査に合格したときは、検査済証を交付する。
- ・指定工事店は、検査済証を申請者に渡す。

5 審査事項

- ・図面と現地の排水設備の構造に相違なきこと。
- ・取っ手付き等の蓋が使用されていないこと。（保護鉄蓋付きも含む）
- ・通水試験において、逆流、滞留、流速の低下なきこと。
- ・ミラー試験において、配管にたわみ、異物、堆積物、破損なきこと。
- ・メーター番号、指針に異常なきこと。

6 再検査

- ・担当市職員は、審査の結果検査不合格と判断したときは、不良個所を書面に記録し、具体的に修繕すべき箇所と内容を指定工事店担当者に対して伝達して確認を受けなければならない。
- ・再検査の日時を現地において確認するものとする。
- ・指定工事店は、不良個所の調査をし、必要な修繕をしなければならない。調査の結果、改良工事が不要な理由があるとき、合否判定が不当と認めるときは、任意の書面により申し出ることができる。
- ・開始時刻を過ぎても検査立会人が現れないときも再検査とする。

第6章 休止・廃止

1 下水道使用休止・廃止の手続き

1 - 1 休止・廃止工事の施工

- ・排水設備工事計画確認申請の提出は不要
- ・一時的に下水道使用を休止するとき（建て替え建築工事の施工期間中に上水道使用のみする場合等）は休止、下水道使用を廃止（建物の解体等）するときは廃止を届け出る。
- ・当該施設からの排水が流れなくなる位置で排水設備を切断してキャップ止めする。
- ・排水設備の切断、撤去も指定工事店でなければ施工することができない。

1 - 2 休止届・廃止届の提出

- ・休止・廃止工事が完了した日から5日以内に排水設備工事完了届兼下水道使用（休止・廃止）届を提出する。
- ・「下水道使用（開始・休止・再開・廃止）届」の「休止」または「廃止」に○を記入する。
- ・「設置場所」「申請者」（使用者）「指定工事店」「用途区分」「完了年月日」（キャップ止めが完了した日）「開始等年月日」（下水道使用を休止する日）を記入する。

1 - 2 - 1 受付日

- ・毎週月・水・金曜日の午前とする。

1 - 2 - 2 部数

- ・正本、副本の2部とする。

1 - 2 - 3 添付書類

- ・位置図、キャップ止めをした位置がわかる図、工事写真（キャップ止めの写真）とする。

・キャップ止めによる対応が不可能な理由があり、客観的に下水道使用ができないことがわかるとき（建物がすでに解体されている等）は、それがわかる写真を添付する。

第 7 章 一時使用届

1 下水道一時使用の手続き

土木、建築工事等に伴う下水を排除して公共下水道を使用しようとする者その他公共下水道を一時使用しようとする者は、公共下水道一時使用許可申請書（様式 10）を提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。

一時使用の場合は、申請書様式が異なる。

排水設備 工事	指定工事 店	一時使用をしようとす るとき	一時使用のための工 事が完了したとき	一時使用を終える とき
なし	問わない	公共下水道一時使 用許可申請書 （様式 10）	不要	公共下水道一時 使用廃止届 （様式 13）
あり	必要		排水設備工事完了 届兼公共下水道使 用開始届 （様式 8）	排水設備工事完 了届兼公共下水 道使用廃止届 （様式 8）

- ・排水設備工事を伴うか否かに関わらず、公共下水道一時使用許可申請書の許可は必要。
- ・排水設備工事を伴う場合（露出配管を含む排水設備の布設が必要なとき）は、指定工事店でなければ施工できず、検査を要する。
- ・排水設備工事を伴わない場合（ポンプ等で汲みあげて公共桧に送る等）は、指定工事店を通じての申請は問わない。
- ・公共桧または取付桧がなく新たに公共桧を設置するときは、別途、公共下水道施設築造工事等承認申請が必要。

1 - 1 公共下水道一時使用許可申請書の提出

1 - 1 - 1 受付日

- ・毎週月・水・金曜日の午前とする。

1 - 1 - 2 部数

- ・正本、副本の 2 部とする。

1 - 1 - 3 添付書類

添付書類	要否	様式
位置図	住宅地図等の写し	無
平面図	現場の平面図	無
排水系統図	排水方法を示す図面 排水系統、沈殿槽等の位置及び構造	無
縦断面図	自然流下の排水設備により排水する場合	無
工事工程表	一時使用の種別及び期間を示す工程表	無
汚水排出量計算書	使用日数、水源、使用水量を申告するもの	様式 11

2 排水設備工事の完了

2 - 1 排水設備工事完了届の提出

- ・排水設備工事を伴う場合、排水設備工事が完了したときは、排水設備工事完了届兼公共下水道使用開始届（様式 8）を提出し、検査を受ける。要領・様式は、通常の排水設備工事と同様。
- ・排水設備工事を伴わない場合は、排水設備工事完了届は不要。
- ・公共枺の廃止を伴う場合は、公共下水道築造工事承認申請の手続きが別途必要。

3 下水道一時使用廃止の手続き

3 - 1 廃止の届出

- ・排水設備を撤去する

3 - 1 - 1 排水設備を撤去するとき

- ・撤去工事に伴う排水設備新設等計画確認申請書は不要。
- ・排水設備工事完了届兼公共下水道使用廃止届（様式 8）を提出し、完了検査を受ける。

3 - 1 - 2 仮設設備を撤去するとき

- ・仮設撤去完了後に、公共下水道一時使用廃止届（様式 12）を提出する。

3 - 1 - 3 受付日

- ・毎週月・水・金曜日の午前とする。

3-1-4 部数

- ・正本、副本の2部とする。

3-1-5 添付書類

- ・位置図、一時使用の仮設設備を撤去したことがわかる現場写真とする。

第7章 受益者負担金

1 受益者

- ・受益者は、下水道の利益を受益する者

土地所有者	建物所有者	建物使用者	受益者
A	A	A	A
A	A	B	A
A	B	B	A または B
A	B	C	A または B

2 負担金額

- ・その建物が属する敷地の土地の登記簿地積 ×250 円

3 受益者負担金申告書

- ・排水設備新設等計画確認申請書、排水設備工事完了届、公共下水道施設築造工事申請書、公共下水道施設築造工事完了届の提出があり、副本を返却する際に、受益者負担金申告書の提出が必要な場合は、受益者負担金申告書を添付して返却する。
- ・指定工事店は、受益者負担金申告書を受け取ったときは、申請者に対して受益者負担金が必要となること、申告書の提出が必要であることを説明し、申告書を渡す。
- ・受益者負担金申告書は、指定工事店を通じて提出しても、申請者本人が提出してもよいものとする。
- ・提出先：上下水道課営業係

第8章 特定施設

- ・水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当するときは、下水道法に基づく特定施設の届出書を事業者が提出する。指定工事店は、事業者にこれを連絡するものとする。
- ・特定施設の届出については、「除外施設届出のしおり」を参照。

第 9 章 除外施設

- ・排水設備工事を行おうとする施設が、下水道法及び下水道法施行令で定める水質基準に適合しない汚水を排除しようとするときは、水質基準に適合させる能力を持った除外施設を設けなければならない。
- ・除外施設を設けようとするときは、除害施設新設等届出書を別途事業者が提出する。指定工事店は、事業者にこれを連絡するものとする。
- ・除外施設の届出については、「除外施設届出の手引き」を参照。

第 10 章 区域外接続

- ・下水道事業区域外（供用開始区域外）の土地は、原則として、下水道接続はできないため、合併浄化槽により処理をする。
- ・下水道事業区域外において、一定の許可要件を満たす場合には、公共下水道特別使用許可を申請して許可を受けて、区域外から接続することができる。
- ・公共下水道特別使用許可申請については、「公共下水道施設築造工事設計の手引き」を参照。

第 11 章 築造工事

- ・公共下水道施設築造工事（公共下水道施設の新設、改築、撤去）については、公共下水道施設築造工事等承認申請によって事前に許可を得なければならない。
- ・公共枮の新設、改築、撤去もこれに含む。
- ・公共下水道施設築造工事等承認申請については、「公共下水道施設築造工事設計の手引き」を参照。

第 12 章 占用許可

- ・築造工事、排水設備工事において、道路法上の道路や法定外公共物（水路など）にこれらの設備を設置する工事の場合は、管理者の許可が必要となる。
- ・市の道路、市の法定外公共物（水路等）の場合は、建設課管理係が管理者
- ・築造工事において道路工事を伴う場合は、先に公共下水道施設築造工事等承認申請を提出し、承認された後、下水道管理係窓口において道路占用許可申請書に上下水道課長印を押すので、それをもって道路占用許可申請書を提出する。
- ・排水設備工事の場合は、順番の定めは無い。個別に管理者に提出する。
- ・県道や国有地等はそれぞれの管理者の指示による。

第 13 章 補助制度

1 私設汚水ポンプ設備設置費補助金

1 - 1 補助対象者

- ・下水道処理区域内の家屋であること
- ・低地等の立地条件により汚水を公共下水道へ自然流下によって排除することが困難な家屋の所有者
- ・私設汚水ポンプ設備を設置しようとする者

1 - 2 審査要件

下記のいずれにも該当しないこと

- ・ 補助を受けて合併浄化槽を設置して 7 年を経過しない場合
- ・ 茅野市生活環境保全条例（昭和 48 年茅野市条例第 20 号）第 3 条第 2 号ア又はイに規定する開発に伴う場合
- ・ 市税（国民健康保険税を含む。）、下水道事業受益者負担金、上下水道使用料等を滞納している場合

1 - 3 補助額

対象経費	補助率	限度額
1 汚水ポンプ槽、汚水ポンプ、制御盤、汚水ポンプ設備設置経費（圧送管を除く。）	対象経費の10分の10 以内の額。	100万円
2 設置後おおむね15年を経過した私設汚水ポンプ設備の更新に係る必要最小限の経費		50万円

1 - 4 補助対象となる設備

- ・汚水ポンプ槽、汚水ポンプ、制御盤、汚水ポンプ設備設置経費
- ・設置後おおむね 15 年を経過した私設汚水ポンプ設備の更新に係る必要最小限の経費

1 - 5 補助対象とならない設備

- ・汚水ポンプ槽、汚水ポンプ、制御盤、汚水ポンプ設備以外の排水設備、圧送管
- ・維持管理経費

1 - 6 申請のしかた

1 - 6 - 1 申請書提出

次の申請書を同時に提出する。原則として、下水道管理係窓口での対面提出とする。

- ・排水設備新設等計画確認申請書（様式 1）
- ・茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金交付申請書（様式 13）
- ・**補助金の申請書は、記名押印もしくは署名が必要。**

添付書類	内容	様式
位置図	設置場所がわかるもの	無
平面図	排水設備新設等計画確認申請書と同じ	無
配管立面図	計画設計図	無
縦断面図	計画設計図（ポンプが必要な事がわかるもの）	無
汚水ポンプ設備構造図	ポンプ設備の仕様書の写し	無
公図の写し	地図または地図に準ずる図面	無
見積書	補助対象となる設備の設置経費がわかるもの 補助対象外の設備は除く	無

1 - 6 - 2 補助金交付決定

- ・補助金の交付決定をしたときは、申請者に交付決定通知書を交付する。
- ・標準的な処理期間は 2 週間とする。

1 - 6 - 3 工事着手

- ・内容に変更があったときは、変更の申請をしなければならない。

1 - 6 - 4 完了検査

排水設備工事が完了した日から 5 日以内に排水設備工事完了届（様式 8）を提出する。原則として、下水道管理係窓口での対面提出とする。

1 - 6 - 5 実績報告書、補助金交付請求書提出

次の書類を同時に提出する。原則として、下水道管理係窓口での対面提出とする。

- ・茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金実績報告書（様式 14）
- ・茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金交付請求書（様式 15）
- ・**補助金の報告書と請求書は、記名押印もしくは署名が必要。**

添付書類	内容	様式
位置図	設置場所がわかるもの	無
平面図	排水設備工事完了届と同じ	無
配管立面図	排水設備工事完了届と同じ	無
縦断面図	排水設備工事完了届と同じ	無
汚水ポンプ設備構造図	ポンプ設備の仕様書の写し ポンプ槽の設置横断面図	無
領収書の写し及び 内訳書	ポンプ補助対象設備の領収書、もしくは内訳書で補助対象額の別がわかるときは、全体工事額の領収書	無
工事写真	ポンプ槽、汚水ポンプ、制御盤の設置工事に係る工事写真 製造番号、製品番号、撮影年月日等がわかるもの	無

1 - 6 - 6 補助金交付

茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金交付請求書に記載された口座に振り込み手続きを行う。

手続きには 1 ヶ月程度かかることがある。

2 共同排水設備工事補助金

2 - 1 補助対象

排水設備を共同で利用するために敷設する工事であって、次に該当するもの

- ・ 私名義の道路、もしくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による知事の指定を受けている道路、あるいは市名義の道路であって、市道認定を受けていないものに設置する共同排水設備であること
- ・ 共同排水設備の延長が 20 メートルを超え、かつ、2 戸以上が接続可能となる排水設備であること
- ・ 共同排水設備工事完了後 3 年以内に、排水設備接続可能者全員が、水洗便所に改造すること
- ・ 新たに当該排水設備を使用する者があるときは、その使用を拒まないものであること

2 - 2 審査要件

- ・ 共同排水設備に接続可能な者全員が工事完了後 3 年以内に下水道に接続することを誓約した書面が添付されていること
- ・ 共同排水設備工事の設計が適切にされていること

2-3 補助額

- ・共同排水設備の延長が 20 メートルを超えた部分の敷設工事全額
- ・ただし、交付決定にあたっては、市でも積算合わせを行った結果を考慮して決定されるため、申請額通りの交付額とはならないことがある。

2-4 補助対象となる設備

- ・共同排水設備の延長が 20 メートルを超えた部分の敷設工事費

2-5 補助対象とならない設備

- ・各戸への引込管の工事費
- ・各戸敷地内の排水設備工事費
- ・公共枿の築造工事費（必要な場合）

2-6 申請のしかた

2-6-1 申請書提出

次の申請書を同時に提出する。原則として、下水道管理係窓口での対面提出とする。

- ・排水設備新設等計画確認申請書
- ・茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金交付申請書（様式 16）

添付書類	内容	様式
位置図	設置場所がわかるもの	無
平面図	排水設備新設等計画確認申請書と同じ	無
縦断面図	計画設計図	無
排水設備共同施工届	共同排水設備に接続可能な者全員が工事施工、工事費の分担、下水道に接続することに合意していることがわかる書面	様式 17（適宜書き換えて使用）
公図の写し	地図または地図に準ずる図面	無
見積書	補助対象となる設備の工事経費がわかるもの 補助対象外の設備は除く	無

2-6-2 補助金交付決定

- ・補助金の交付決定をしたときは、申請者に交付決定通知書を交付する。
- ・標準的な処理期間は 30 日とする。

2-6-3 工事着手

- ・内容に変更があったときは、変更の申請をしなければならない。

2-6-4 完了検査

共同排水設備工事が完了した日から 5 日以内排水設備工事完了届（様式 8）を提出する。原則として、下水道管理係窓口での対面提出とする。

2-6-5 実績報告書、補助金交付請求書提出

工事完了後 30 日以内又は交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに次の書類を同時に提出する。原則として、下水道管理係窓口での対面提出とする。

- ・茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金実績報告書（様式 18）
- ・茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金交付請求書（様式 19）

添付書類	内容	様式
位置図	排水設備工事完了届と同じ	無
平面図	排水設備工事完了届と同じ	無
配管立面図	排水設備工事完了届と同じ	無
縦断面図	排水設備工事完了届と同じ	無
<u>領収書の写し及び</u> <u>内訳書</u>	共同排水設備工事の領収書及び内訳書	無
工事写真	排水設備工事完了届と同じ	無

2-6-6 補助金交付

茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金交付請求書に記載された口座に振り込み手続きを行う。

手続きには 1 ヶ月程度かかることがある。

3 水洗便所等改造資金融資あっせん制度

3-1 制度概要

くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者又は便所以外の汚水の排水設備を設置しようとする者が、水洗便所等改造資金の融資を金融機関から受けようとする場合に、融資あっせんを受けることができる。融資のあっせんを受けたときは、茅野市が全額利子を補給する。

項目	内容
あっせん金額	1 世帯 70 万円以内（1 万円単位で端数切捨て）
利子	茅野市で全額利子補給 ※延滞利子は利子補給対象外
返済方法	元金均等月賦償還
返済期間	4 年（48 回）以内

3 - 2 あっせんを受けることができる者

- ・ 下水道処理区域内における建築物等の所有者又はその所有者の承諾を得た者
- ・ 法人でないこと
- ・ 改造資金を一時に負担することができない者で、年間総所得金額が 1,000 万円以下の者
- ・ 市税（国民健康保険税を含む。）、下水道事業受益者負担金及び上下水道使用料等を滞納していない者
- ・ 融資あっせん資金の償還能力を有する者
- ・ **市内に居住する確実な連帯保証人**（市民税所得割を納付する者）を 1 人以上有する者
- ・ 融資あっせんの決定を受け、排水設備工事の検査に合格した日から 30 日以内に金融機関に申込手続きを行った者

3 - 3 取扱金融機関

金融機関名	支店名
長野銀行	茅野支店
長野県信用組合	茅野支店 宮川支店
諏訪信用金庫	茅野支店 茅野本町支店 宮川支店 北山支店
信州諏訪農業協同組合	
長野県労働金庫	茅野支店

3 - 4 申請のしかた

3 - 4 - 1 申請書提出

次の申請書を同時に提出する。原則として、下水道管理係窓口での対面提出とする。

- ・排水設備新設等計画確認申請書（様式 1）（指定工事店を通じて申請）
- ・水洗便所等改造資金融資あっせん申請書（様式 20）（申請者本人または同一家族人提出）

※水洗便所等改造資金融資あつせん申請書と連帯保証人の氏名は、直筆署名かつ実印の押印が必要。

添付書類	対象	取得方法	必要な場合
所得証明書 及び納税証明書	申請者本人 連帯保証人	茅野市役所税務課	必須 ※金融機関への申込 でも必要なため 2 部ずつ取 得しておくとい
水洗便所等 改造承諾書 (様式 21)	建物及び土地の 所有者	茅野市ホームページまたは 下水道管理係窓口	借家または借地の場合
理由書	申請者	茅野市ホームページまたは 下水道管理係窓口、もしくは 任意の書面	供用開始（下水道が整備さ れてから）3 年以上経過して いる場合

3-4-2 あつせん決定

- ・市はあつせんの可否を決定して、申請者に通知する。
- ・標準的な処理期間は 3 週間とする。
- ・あつせん可の場合、市は、水洗便所等改造資金融資あつせん決定通知書を申請者に送付し、水洗便所等改造資金融資依頼書を指定金融機関に送付する。

3-4-3 工事着手（指定工事店）

3-4-4 完了検査（指定工事店）

指定工事店は、排水設備工事が完了した日から 5 日以内排水設備工事完了届（様式 8）を提出する。原則として、下水道管理係窓口での対面提出とする。

完了検査を行い合格したときは、検査済証を発行する。指定工事店は、検査済証を申請者に渡す。

3-4-5 金融機関に融資申込

完了検査の日から 30 日以内に、指定した金融機関に融資申込手続きをする。

必要書類	対象	取得方法
水洗便所等改造資金融資あっせん決定 通知書	申請者	市から送付
検査済証	申請者	指定工事店から受け取る
実印	申請者 連帯保証人	
印鑑証明書	申請者 連帯保証人	茅野市役所市民課
所得証明書	申請者 連帯保証人	茅野市役所税務課
預金通帳 預金通帳用印鑑	申請者	申込先金融機関

様式 1

排水設備新設等計画確認申請書

年 月 日

(あて先) 茅野市長

設 置 場 所		茅野市 (行政区名)				確 認 年 月 日		※ 年 月 日		確 認 番 号		※第 号									
申 請 者	住所 (フリガナ) 氏 名 (電話)					供用開始年月日		※ 年 月 日		処 理 分 区		※第 処理分区									
	住所 (フリガナ) 氏 名 申請者と使用者が異なる場合のみ記入してください。 (電話)					位置図 (案内図)															
使 用 者																					
	指 定 工 事 店	指定番号												責任技術者							
(電話)																					
用 途 区 分	1. 一般住宅 2. 官公署・公衆用・学校等 () 3. 営業用 () 4. 工場 () 5. 医院・病院 6. 旅館等 7. 別荘 8. 浴場 9. 共同住宅 10. 共同排水設備 11. その他 ()																				
	1. 排水設備 (新設・増設・改築) 2. 水洗便所 (新設・改造) 3. 除外施設 4. 浄化槽廃止 5. その他 ()																				
添 付 書 類	☐	位置図 (案内図)		☐	平 面 図			配 管 立 図													
		縦 断 面 図			工 事 費 見 積 書			承 諾 書													
		構 造 図			下水道事業受益者申告書 ・ その他																
公 共 枿 又 は 取 付 枿 の 有 無					有 ・ 無 (築造承認番号)					課 長		係 長		係 員		手 数 料		受 益 者 負 担 金		確 認 印	
着 手 予 定		年 月 日			完 了 予 定		年 月 日														

1. ※は、記入しないでください。 2. 正、副2部提出してください。

様式 2

排水設備設置同意申請書

様

令和 年 月 日

私の下水道排水設備を設置するために

茅野市

番地の、

様の所有する

{ 土地
排水設備
公共桧 }

を使用することに同意してください。

住所

氏名

印

排水設備設置同意書

上記の排水設備設置同意申請書の件につき、下記の条件を付して同意します。

【条件】

1

2

令和 年 月 日

住所

氏名

印

様式 3

共同排水設備維持管理誓約書

茅野市長 様

茅野市_____において私が使用する、位置指定道路、共有名義の私道に埋設されている共同排水設備の維持管理については、共同排水設備設置者（造成者等）、他の使用者とともに責任をもって維持管理し、管及び枳の修繕・清掃等の必要があった場合には、公共下水道（本管、人孔、取付管、公共汚水枳）に損傷・閉塞等が起きないように責任を持って対処いたします。

令和 年 月 日

申込者（使用者） 住所

氏名

様式 4

造成地内共同排水設備維持管理誓約書

茅野市長 様

茅野市_____の宅地造成地において、位置指定道路、共有名義の私道に布設する共同排水設備の維持管理については、申込者（造成者等）及び共同排水設備の使用者の責任において管理し、排水設備の管及び枳について修繕・清掃等の必要があった場合には、公共下水道(本管、人孔、取付管、公共汚水枳)に損傷・閉塞等が起きないように責任を持って対処いたします。

また、上記の事項については、申込者の責任において、関係する宅地購入者に周知し遵守させるとともに、共同排水設備維持管理誓約書（別紙）を書いていた
だき、市へ提出させます。

令和 年 月 日

申込者（造成者等） 住所

氏名

様式 5

排水設備に床下集合排水システム維持管理誓約書

茅野市長 様

私の使用する排水設備に床下集合排水システムを設置し、これを使用するに
当たり適切な維持管理を行います。

万一、排水設備に故障等が生じた場合、一切私の責任において処理し、市に
対して損害等迷惑をかけないことを誓約いたします。

なお、第三者にこの物件を引き渡すことが生じた場合には、誓約事項を継承
いたします。

年 月 日

使用者

住所

氏名

印

様式 6

排水設備使用誓約書

茅野市長 様

茅野市_____において私が使用する、排水設備については、茅野市公共下水道排水設備指定工事店から排水設備の標準設計要件を満たせない理由について説明を受けました。

については、私が責任をもって排水設備を維持管理し、管及び桝の修繕・清掃等の必要があった場合には、公共下水道(本管、人孔、取付管、公共汚水桝)に損傷・閉塞等が起きないように責任を持って対処することを誓約しますので、標準設計要件を満たさない排水設備を公共下水道に接続することについて、同意してください。

令和 年 月 日

使用者 住所

氏名

印

様式 7

排水設備工事完了予定日延長協議書

(あて先) 茅野市長

指定工事店名

年 月 日に提出した、次の排水設備新設等計画確認申請書について工事完了予定日の延長をしたく協議します。

確認番号 第 号

設置場所 茅野市

申 請 者 当初工事完了予定日 年 月 日

協議年月日	新工事完了予定日	接続使用状況	工事完了予定日を延長する理由
		台所 洗面 風呂 トイレ	

茅野市担当者処理欄

工事完了予定日の延長を承認します。 【確認印】

様式 8

排水設備工事完了届兼
公共下水道使用（開始・休止・再開・廃止）届

年 月 日

（あて先）茅野市長

設置場所		茅野市			(行政区名)		確認年月日		年 月 日		確認番号		第 号					
申請者	住所						完了年月日		年 月 日		開始等年月日		年 月 日					
	氏名						使用水状況		1. 上水道（メーター・認定） 2. 井戸水（メーター・認定） 2. 温泉（メーター・認定） 4. その他（メーター・認定） (認定の場合その理由)									
使用者	住所						通知書番号											
	氏名						メーター番号		—		口径		mm		完了時指針		m³	
	申請者と使用者が異なる場合のみ記入してください。(電話)						使用状況		世帯人口		人		世帯コード		※			
指定工事店	指定番号				責任技術者				供用開始年月日		※ 年 月 日		処理分区		※第 処理分区			
							電算入力年月日		※ 年 月 日									
	(電話)						備考											
用途区分	1. 一般住宅 2. 官公署・公衆用・学校等 () 3. 営業用 () 4. 工場 () 5. 医院・病院 6. 旅館等 7. 別荘 8. 浴場 9. 共同住宅 10. 共同排水設備 11. その他 ()																	
助成制度	1. 融資斡旋・・・(工事費 円) 2. 共同排水設備・・・(代表者氏名) 3. 私設ポンプ・・・(工事費 円) 4. その他・・・()																	
	※検査																	
添付書類	○ 位置図（案内図）		○ 平面図		○ 配管立図		再検査年月日		年 月 日									
	○ 縦断面図		○ 工事費精算書		承諾書		課長		係長		係員		料金担当		確認印			
	構造図		○ 工事写真		その他 ()													
公共桧又は取付桧の有無						有 ・ 無												

1. ※は、記入しないでください。 2. 正、副2部提出してください。 3. 原則、開始等年月日から下水道料金をいただきます。

申請者氏名					施工期間		着工 竣工		工種	名称		形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要	
申請者住所					見積・清算 作成年月日					排水設備工事	継手布設工	45Y	φ	個				
施工場所					指定工事店名						"	45Y	φ	個				
											"	LT	φ	個				
											"	LT	φ	個				
											"	DT	φ	個				
工種	名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要		"	DT	φ	個						
水洗便所工事	和・両用・洋便器	洋便器	式				支給品											
	和・両用・洋便器	小便器	式				支給品											
	小便器		式															
	衛生器具取付工	洋便器	式															
		小便器	式															
	便槽処理工	ポリ	式															
	計 (A)																	
水洗便所工事	排水管布設工()	φ100×1.3	m						排水設備工事	桟・掃除口布設工	φ	×	箇所					
	" ()		m							"	φ	×	箇所					
	" ()		m							"	φ	×	箇所					
	" ()		m							"	φ	×	箇所					
	" ()		m							"	φ	×	箇所					
	" ()		m							"	φ	×	箇所					
	" ()		m							"	φ	×	箇所					
	" ()		m							"	φ	×	箇所					
	" ()		m							"	φ	×	箇所					
	" ()		m							"	φ	×	箇所					
	" ()		m						インバート工	φ	×	箇所						
	" ()		m															
	" ()		m						舗装切断工	厚さ	cm	m						
	" ()		m						舗装破壊工	厚さ	cm	m ²						
	" ()		m						舗装復旧工	厚さ	cm	m ²						
	" ()		m						はつり工			箇所						
	" ()		m															
	" ()		m						計 (B)									
	" ()		m						直接工事費	(A)+(B)								
	" ()		m						諸経費	18.0%	式						以内	
" ()		m						運搬費(3t以上の機械運搬に適用)										
								合計工事費										
管基礎・管防護工事	φ	×	m					設計手数料	2.0%	式						以内		
"	φ	×	m					確認検査手数料	0.5%	式						非課税		
継手布設工	DS	φ	個					既設管認定料								非課税		
"	DS	φ	個					排水設備工事費										
"	IN	φ	×	個				付帯工事	給水装置工事			式						
"	IN	φ	×	個					電気工事			式						
"	DL	φ		個					雨水施設工事			式						
"	DL	φ		個					大工工事			式						
"	45L	φ		個														
"	45L	φ		個					計									
"	LL	φ		個				消費税										
"	LL	φ		個				合計										

様式 10

公 共 下 水 道 一 時 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先) 茅野市長

設 置 場 所		茅野市 (行政区名)			工 事 着 手 日		年 月 日		工 事 完 了 日		年 月 日			
申 請 者	住所				使用水状況	1. 上水道 (メーター・認定) 2. 井戸水 (メーター・認定) 2. 温泉 (メーター・認定) 4. その他 (メーター・認定) (認定の場合その理由)								
	氏名 (電話)				廃止方法	1. 仮設撤去 2. 排水設備工事 (撤去・キャップ止め) 3. その他 ()								
使 用 者	住所				通知書番号									
	氏名 (電話)				メーター番号	— 口径		mm		開始時指針	m ³			
	申請者と使用者が異なる場合のみ記入してください。				使用状況	世帯人口 人		世帯コード		※				
指 定 工 事 店	指定番号		責任技術者		供用開始年月日	※ 年 月 日		処理分区		※第 処理分区				
	(電話)				電算入力年月日	※ 年 月 日		確認番号		※第 号				
					備考									
目 的	1. 工事用 2. 祭事用 3. 寒天製造業 3. その他 ()													
使用 方法	1. 排水設備工事 (新設・既設・改築) 2. 仮設排水 (自然流下・ポンプ揚水) 3. その他 ()													
添 付 書 類	☐	位置図 (案内図)		☐	平 面 図		☐	給 排 水 系 統 図		上記のとおり許可してよろしいか		上記のとおり許可します		
	☐	縦 断 面 図		☐	工 事 工 程 表		☐	汚水排出量計算書		課 長	係 長	係 員	料金担当	確 認 印
		構 造 図			工 事 写 真		その他 ()							
公共枿又は取付枿の有無				有 ・ 無										

1. ※は、記入しないでください。

2. 正、副2部提出してください。

様式 11

汚 水 排 出 量 計 算 書

年 月 日

茅 野 市 長 様
(公 共 下 水 道 管 理 者)

申請者 住所

氏名

電話

汚水排出量の認定を受けるため、下記のとおり申告します。

排 除 場 所			
排 水 口 数			
水 源 (該当するものに○)		上水道	
		井戸水	
		その他 ()	
排出汚水の水量	上水道	メーター番号	—
		指針	m ³
		検針日	年 月 日
	井戸 その他	排水メーター	※メーターの設置位置図、 写真を添付
認定水量		日平均 m ³	
使 用 開 始 日	令和 年 月 日		
使 用 終 了 日	令和 年 月 日		
使 用 日 数	日 間		
使用者連絡先	担当者	電話番号	

備考

添付書類 排水メーターの場合：メーター設置位置図・メーターの写真
複数の水源があるとき：別紙「用途別用水使用量表」

(別 紙)

1、用途別用水使用量

用 途 区 分	平 均 用 水 量	最 大 用 水 量	水 源 種 別
	m ³ /日	m ³ /日	
計	m ³ /日	m ³ /日	

備考

用途区分は、工場等の特定施設ごと及び一般工場水、事務所系に区分すること。

参 考 事 項

主要生産品		従業員数	人
釜入日	月 日	釜上げ日	月 日
操業日数 (休日は除く)	日	操業時間	時 ～ 時
担当者・職・氏名		電話番号	

様式 12

公 共 下 水 道 一 時 使 用 廃 止 届

年 月 日

(あて先) 茅野市長

設 置 場 所		茅野市 (行政区名)				廃 止 年 月 日		年 月 日						
申 請 者	住所					使用水状況	1. 上水道 (メーター・認定) 2. 井戸水 (メーター・認定) 2. 温泉 (メーター・認定) 4. その他 (メーター・認定) (認定の場合その理由)							
	氏名 (電話)					廃 止 方 法	1. 仮設撤去 2. 排水設備工事 (撤去・キャップ止め) 3. その他 ()							
使 用 者	住所					通知書番号								
	氏名 (電話)					メーター番号	— 口径		mm		開始時指針	m ³		
	申請者と使用者が異なる場合のみ記入してください。					使 用 状 況	世帯人口 人		世帯コード		※			
指 定 工 事 店	指定番号				責任技術者			供用開始年月日	※ 年 月 日		処理分区	※第 処理分区		
	(電話)					電算入力年月日	※ 年 月 日		確認番号	※第 号				
						備考								
目 的	1. 工事用 2. 祭事用 3. 寒天製造業 3. その他 ()													
使 用 方 法	1. 排水設備工事 (新設・既設・改築) 2. 仮設排水 (自然流下・ポンプ揚水) 3. その他 ()													
添 付 書 類	○	位置図 (案内図)			平 面 図		排 水 系 統 図	上記のとおり許可してよろしいか				上記のとおり確認しました		
		縦 断 面 図			工 事 工 程 表		汚水排出量計算書	課 長	係 長	係 員	料金担当	確 認 印		
		構 造 図		○	工 事 写 真	その他 ()								
公共枿又は取付枿の有無					有 ・ 無									

1. ※は、記入しないでください。 2. 正、副2部提出してください。

茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)茅野市長

申請者
住 所
氏 名

公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額				
設 置 場 所	茅野市			
施 行 期 間	着 工		竣 工	
指 定 工 事 店			責任技術者氏名	
	印		印	
添 付 書 類	位置図 配置図 配管図 縦断面図 汚水ポンプ設備構造図 公図の写し 工事見積書 その他管理者が必要と認める書類			

茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)茅野市長

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた公共下水道私設汚水ポンプ設備設置が完了したので、茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補 助 金 精 算 額				
設 置 場 所	茅野市			
施 行 期 間	着 工		竣 工	
指 定 工 事 店			責任技術者氏名	
	㊟		㊟	
添 付 書 類	(1) 竣工図 (2) 領収書の写し及び内訳書 (3) 工事写真 (4) 検査済証の写し (5) 茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金交付請求書 (6) その他管理者が必要と認める書類			

年 月 日

茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金交付請求書

(あて先)茅野市長

申 請 者
住 所
氏 名

茅野市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

補助金交付請求額 円

振込先

振込金融機関名	金 融 機 関 名	銀行 信用組合 金庫 農協	本店(所) 支店 支所
	預 金 の 種 類	普通・当座(該当を○で囲む。)	
	口 座 番 号		
	フ リ ガ ナ		
	口 座 名 義 人		

茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)茅野市長

代表者
住 所
氏 名

茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額				
設 置 場 所	茅野市			
施 行 期 間	着 工		竣 工	
施 工 業 者	印		現場代理人 印	
補 助 事 業 の 内 容	総延長 m、管径 mm 共同施工軒数 軒			
添 付 書 類	排水設備共同施工届 位置図 公図の写し 工事設計図 工事見積書 その他市長が必要と認める書類			

排水設備共同施工届

茅野市長 様

私たちは、下記の土地において私道等に共同で利用するために敷設する共同排水設備工事について、以下の通り確認しました。

記

- 一 共同排水設備工事完了後 3 年以内に、排水設備接続可能者全員が、水洗便所に改造することを誓約します。
- 二 新たに当該排水設備を使用する者があるときは、その使用を拒みません。
- 三 当該共同排水設備を、使用者共同で維持管理することを誓約します。
- 四 当該排水設備及び接続施設の所有権を移転するときは、本件をその譲渡人に引き継ぎます。
- 五 共同排水設備補助金交付申請及び請求については代表者が代表して行うこととし、代表者は申請の通り当該補助金をこの共同排水設備工事の用途のみに使用することを誓約します。

令和 年 月 日

代表者	住所 氏名	⑩
使用者	住所 氏名	⑩
使用者	住所 氏名	⑩
使用者	住所 氏名	⑩
使用者	住所 氏名	⑩

茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)茅野市長

代表者
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた共同排水設備工事が完了したので、茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補 助 金 精 算 額				
設 置 場 所	茅野市			
施 行 期 間	着 工		竣 工	
施 工 業 者			現場代理人	
	㊟		㊟	
補 助 事 業 の 内 容	総延長			

年 月 日

茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金交付請求書

(あて先)茅野市長

代 表 者
住 所
氏 名

茅野市公共下水道共同排水設備工事補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

補助金交付請求額 円

振込先

振込金融機関名	金 融 機 関 名	銀行 信用組合 金庫 農協	本店(所) 支店 支所
	預 金 の 種 類	普通・当座(該当を○で囲む。)	
	口 座 番 号		
	フ リ ガ ナ		
	口 座 名 義 人		

様式 20

水洗便所等改造資金融資あっせん申請書

年 月 日

(宛先) 茅野市長

水洗便所等改造資金の融資あっせんを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申 請 者	住 所			電話 () -
	氏 名	(印)	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	職 業		勤 務 先	
連 帯 保 証 人	住 所			電話 () -
	氏 名	(印)	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	職 業		勤 務 先	
あっせん希望額		万円	口 座 番 号	
あっせん希望金融機関			返 済 回 数	回
家 屋	所 有 区 分	自家・借家（家主名 ）借地（土地所有者名 ）		
	所 在 地 番			
工 事 施 工 予 定		着工 年 月 日 ・ 完成 年 月 日		
指 定 工 事 店 名		電話 () -		
※市税等賦課状況		市県民税	固定資産税	受益者負担金
		有・無	有・無	有・無
		下水道使用料	有・無	

※

負担区		住民コード	
-----	--	-------	--

◎ 添 付 書 類

1. 申請者と連帯保証人の所得証明書及び納税証明書、各一通（市役所 2 階 税務課で発行します）
2. 水洗便所等改造承諾書（借家・借地の場合のみ）
3. 理由書（供用開始から 3 年以上経過している方のみ）

◎ 注 意 事 項

1. 申請人及び保証人は各 **自筆** で記入し、(印)は **実印** をお願いします。
2. 本申請は、申請人本人または同一家族人が直接市役所へ申請して下さい。
3. あっせん希望金融機関名は、支店名まで記入して下さい。
4. ※印の欄は記入しないで下さい。

水洗便所等改造承諾申請書

年 月 日

様

私が借りている、

茅野市 番地の、 様の所有する 家屋及び土地で

下水道排水設備工事を行うことに同意してください。

住所 _____

氏名 _____ (印)

水洗便所等改造承諾書

上記の水洗便所等改造承諾申請書の件につき、下記の条件を付して同意します。

[条件]

1

2

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)